

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人新秋会(以下「この法人」という)の定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬、及び退職手当を支給し、賞与は支給しない。
 - (2) 常勤役員の報酬は別表Ⅰのとおりとし、各役員の具体的な金額については理事会が決定する。
 - (3) 常勤理事で使用人としての立場を有する者に対しては役員報酬は支給しない。
 - (4) 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬は別表Ⅱのとおりとする。
 - (5) 常勤役員の退職手当は、円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任する者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。退職手当は別紙、役員退職慰労金規程により算出し、支給額は理事会が決定する。
- 2、常勤役員等が職務のため出張した時は、別に定める旅費規定に基づき旅費を支給する。

(費用弁償)

第4条 常勤役員には、通勤に要する費用及び市内外の日帰り出張等に要する費用として、ガソリン給油カードを貸与し、費用弁償する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座

に振り込むものとする。

(2) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成29年4月1日から実施する。

別表Ⅰ 常勤役員の報酬

秋田市職員の年間一人当たり給与(平成28年度)は609万円であるので理事長、常務理事の年間報酬は一人当たり600万円(月額50万円)を限度とする。

別表Ⅱ 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬

理事、	理事会への出席の都度、日当として一人一律5,000円
監事、	理事会、評議員会、監事会等の出席の都度、日当として一人一律5,000円
評議員	評議員会への出席の都度、日当として一人一律5,000円
評議員選任・解任委員	委員会への出席の都度、日当として一人一律5,000円

別紙、 役員退職慰労金規程

(適用)

第1条 常勤の理事長、常務理事が退職(死亡)した場合は、本規定の定めるところにより退職慰労金を支給する。

(退職慰労金の金額)

第2条 退職慰労金は、この規程に基づき算出し、理事会の決議により、決定した額とする。

(計算の方法)

第3条 1,退職慰労金は、就任した各役位の報酬月額に役位別在任期間及び役位別係数を乗じた額の累計額を基準とする。

2,役位別在任期間は、各役位在任月数÷12 とし、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

3, 役位別係数は次の通りとする。

(1) 理事長 2.0

(2) 常務理事 1.0

(特別の事由ある場合の退職慰労金)

第4条 1, 在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対しては、第 3 条に算出した金額の 20%の範囲内で加算することができる。

2, 特別の事由により、退任する役員の退職慰労金は第 3 条により算出した金額を減額すること、又は支給しないことがある。